

○吉野川市土地開発事業指導要綱

平成16年10月1日

告示第71号

(目的)

第1条 この告示は、吉野川市環境保全条例（平成16年吉野川市条例第152号。以下「条例」という。）第16条及び吉野川市環境保全条例施行規則（平成16年吉野川市規則第94号）第5条の規定に基づき無秩序な開発を防止するとともに、良好な地域環境の確保を図るため必要な事項を定めるものとする。

(開発事業の承認)

第2条 条例第17条の開発事業をしようとする者は、あらかじめ当該開発事業に関する事業計画を定め開発事業承認申請書（様式第1号A）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、条例第18条に該当する開発事業については、この限りでない。

(事業計画)

第3条 第2条に規定する事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）の位置、区域及び規模
- (2) 開発区域の土地の用途及びその区域内に予定される建築物（以下「予定建築物」という。）の用途
- (3) 開発事業に関する設計（以下「設計」という。）
- (4) 工事の着手予定年月日及び工事の完了年月日
- (5) 資金計画
- (6) 工事施行者（開発事業に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者をいう。以下同じ。）

(設計者の資格)

第4条 事業計画において設計に係る設計図書は、市長が相当の知識及び経験を有するものであると認めた者の作成したものでなければならない。ただし、条例第17条第1項第5号に係るものについては、この限りでない。

(開発協定)

第5条 開発事業者は、開発事業の承認申請に際し、当該開発事業について市長と開発協定を書面により締結しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項に規定する開発協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。ただし、市長が必要ないと認めた事項は、この限りでない。

- (1) 開発事業を行う土地の用途及び処分に関する事項
- (2) 道路、公園、緑地、広場その他の公共の用に供する空地の設置計画及びこれらの施設の帰属及び維持管理に関する事項
- (3) 水道、下水道その他の供給施設及び処理施設の設置計画、これらの施設の帰属及び維持管理に関する事項
- (4) 公益的施設の整備に関する事項
- (5) 環境の美化その他地域環境の整備に関する事項
- (6) 文化財及び自然環境の保護に関する事項
- (7) 災害の防止のための措置及び被害補償に関する事項
- (8) 開発事業の工期に関する事項
- (9) 開発協定の履行の保証及び不履行の場合の制裁に関する事項
- (10) その他必要事項

3 開発協定に付随する具体的な基準は、別に定める。

(市長の指導)

第6条 市長は、当該開発事業について市の土地利用計画その他の地域の開発、整備又は保全に関する計画に適合するよう指導するものとする。

2 市長は、災害の想定される区域において開発事業をしようとする者に対して、市の定める防災ハザードマップを周知するとともに、防災及び減災の措置が図られるよう指導するものとする。

(承認の基準)

第7条 市長は、開発事業承認申請書の提出があった場合においては、当該申請に係る事業計画が別表第1に掲げる基準に適合しており、かつ、その申請の手続がこの告示の規定に適合していると認めるときは、これを承認するものとする。

2 前項に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、別表第2に掲げるとおりとする。

(承認又は不承認の通知)

第8条 市長は、開発事業承認申請書の提出があったときは、速やかに承認又は不承認の旨文書をもって通知するものとする。

(工事施行者の届出)

第9条 開発事業の承認を受けた者は、遅滞なく工事施行者を定め、工事施行者届出書（様式第2号）を市長に届け出なければならない。工事施行者を変更したときも同様とする。

(標識の設置)

第10条 開発事業の承認を受けた者は、当該開発区域内に標識（様式第3号）を設置しなければならない。

(開発事業の変更の承認)

第11条 開発事業の承認を受けた者は、事業計画を変更しようとする場合においては、あらかじめ開発事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が認めた軽微な変更については、この限りでない。

(工事完了の検査)

第12条 開発事業の承認を受けた者は、当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは工区）の全部について当該開発事業に関する工事（当該開発事業に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事）を完了したときは、工事完了検査請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する工事完了検査請求書の提出があった場合においては、遅滞なく当該工事が開発事業の承認の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果、当該工事が当該承認の内容に適合していると認めたときは、当該承認を受けた者に検査済証（様式第6号）を交付するものとする。ただし、検査の結果工事が適合していない場合は、手直しを命ずるものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、開発事業に関する工事完了前においても、当該工事の状況を検査することができる。

(開発事業の廃止)

第13条 開発事業の承認を受けた者は、開発事業に関する工事を廃止しようとするときは、当該工事の廃止に伴って災害が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

2 開発事業の承認を受けた者は、開発事業に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、工事廃止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(報告、勧告等)

第14条 市長は、この告示の規定による承認を受けた者に対し、この告示の施行のため必要がある限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることがある。

(非協力者に対する措置)

第15条 市長は、開発事業の承認を受けず、又はこの告示に規定する承認の内容に違反し、若しくは前条に規定する勧告に従わないで開発事業をしている者若しくはした者に対して条例に基づく罰則を適用するほか、次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 開発事業に関連する道路の工事承認又は占用許可を行わず、必要があるときは、他の道路管理者に対し同様の措置をとるよう要請する。
- (2) 市が行う公共事業等の施行についてしんしゃくする。
- (3) 電気等の供給者に対し、電気等の供給をしない旨を要請する。
- (4) その他交通規制等について関係官庁に要請する。
- (5) 事実を公表する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示は、当分の間、鴨島町の区域における開発事業に限り適用する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鴨島町土地開発事業指導要綱（昭和52年鴨島町要綱第2号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年7月31日告示第80号）

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

区分	承認の基準
1 主としての建築の建築の用に供する開発事業	<p>1 土地利用計画が定められているときは、土地の用途が当該計画の利用区分に適合していること。</p> <p>2 道路、公園、緑地、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分にない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）が、次に掲げる事項を勘案して、環境の保全上、災害の防止上通行の安全上又は事業活動の効率上支障がないような規模であり、かつ、これらが適当に配置されていること。</p> <p>(1) 開発区域の規模、形状及び周辺の状況</p> <p>(2) 開発区域内の土地の地形及び地盤の性質</p> <p>(3) 開発区域内の土地及び予定建築物の用途</p>

- (4) 予定建物の敷地の規模及び配置
- 3 開発区域内の主要な道路が2の(1)から(4)までに掲げる事項を勘案して開発区域外の相当規模の道路に接続されるものであること。
- 4 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して開発区域内の下水道法第2条第1号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。
- (1) 当該地域における降水量
- (2) 2の(1)から(4)までに掲げる事項及び放流先の状況
- 5 上水道その他の給水施設が2の(1)から(4)までに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障をきたさないような構造及び能力で適当に配置されていること。
- 6 騒音、振動及び悪臭等公害防止が配慮されていること。
- 7 開発区域内の土地が、地盤の軟弱な土地、がけくずれ又は出水のおそれが多い土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられるものであること。
- 8 開発区域内には、次に掲げる区域内の土地を含まないこと。ただし、開発区域及びその周辺の地域の状況等により支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (1) 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
- (2) 砂防法第2条の規定により指定された土地の区域
- (3) 文化財保護法第69条第1項の史跡名勝天然記念物の指定地域若しくは同法第70条第1項の史跡名勝天然記念物の仮指定地域又は徳島県文化財保護条例第35条第1項の指定、史跡名勝天然記念物の指定地域
- (4) 森林法第25条の保安林又は同法第41条第1項若しくは第2項の保安施設地区
- 9 開発事業をしようとする土地若しくは開発事業に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある工作物につき開発事業の施行又は開発事業に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていること。
- 10 地域住民の同意が必要と認められる開発については、市の指示する区域内の同意が得られていること。

2 主として建築物の建築の用に供する開発事業以外の開発事業	前項の1、4、7から10までに掲げる事項
-------------------------------	----------------------

別表第2（第7条関係）

技術的細目

一般的基準
-------

1 道路

(1) 開発事業の目的、規模、通過及び発生、交通量等を勘案して通行の安全と円滑化が図られるよう設計されていること。

(2) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。

走行進度、道路の幅員、路面の高さ、縦横断勾配、縦横断勾配の制限長、舗装、最少曲線半径、待避所、安全施設、側溝等路面排水、中央分離帯、歩道（車道との分離）、バス停車帯、道路の交差、区域外道路との接続、橋梁の設計荷重

2 公園等

(1) 公園、緑地、広場その他公共の用に供する空地（公園等という。）は、開発事業の目的、規模、その周辺の土地利用の状況等を勘案して緊急避難消防活動及び地域社会活動上安全かつ有効な利用が図られるよう設計されていること。なお、公園等の設置基準は、次のとおりとする。

開発区域の面積	開発区域全体に対する割合	1箇所の広さ (公園、広場、緑地)	1箇所の公園の広さ	備考
0.3ha以上～ 1.0ha未満	3.0%以上	150m <sup>2</sup> 以上		公園は設置しなくてもよい。広場、緑地を設備すればよい。
1.0ha以上～ 5.0ha未満	3.0%以上	150m <sup>2</sup> 以上	150m <sup>2</sup> 以上	公園を1箇所必ず設置すること。
5.0ha以上～ 20.0ha未満	3.0%以上		300m <sup>2</sup> 以上 (1000m <sup>2</sup> )	公園を設置すること。広場、緑地は含まず。

			以上の公園1 箇所以上)	
20.0ha以上	3.0%以上		300m <sup>2</sup> 以上 (1000m <sup>2</sup> 以上の公園2 箇所以上)	公園を設置すること。広場、緑地 は含まず。
<p>注 遊具施設等</p> <p>公園等には、水場、ベンチ、幼児ブランコ、スベリ台、砂場、シーソー、ジャングルジム、便所、鉄棒等市と協議の上必要なものを設置すること。</p>				

(2) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。

位置、出入口の規模及び数、排水、安全措置、幹線道路との遮断

### 3 排水施設

(1) 排水施設は、開発事業の目的、規模、地形、降水量、周辺の被覆状況等を勘案して雨水及び汚水を適切に排水する能力を有するよう設計されていること。

(2) 排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況等を勘案して接続するが、この場合、開発に伴う増量分以上について一時調整池を設けるか、又は放流先の流下能力を増大させる措置を講ずること。

(3) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。

計画用水量、計画汚水量、地目別流出係数、工事期間中の排水、排水量等の勾配、流下断面面積、柵、マンホール

(4) 排水施設の末端が処理施設を有する公共下水道、流域下水道に接続するもの以外の水質については、水質汚濁防止法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等放流水に関する基準を満足するものとし、放流先の施設等の管理者及び水利権者の同意を得ること。特に放流先の近くに飲料水としての利用がある場合には、汚水を放流しないこと。

### 4 軟弱地盤、がけ崩れ等の対策

(1) 開発区域及び周辺の地質、勾配、降水量、地下水、工作物の規模等を勘案して、地盤沈下、隆起、地すべり、がけ崩れ、残土の流出、伏流水の変化等が生じないよう適切に設計されていること。

(2) 上記のほか、次の事項について勘案されていること。

土の置き換え、水抜き、排水路、杭打ち、締固め、切盛土勾配、段切り、法面保護、擁壁、土砂の流出防止、残土処分

5 水道等給水施設

- (1) 開発事業の目的、規模を勘案して給水量を定め十分な能力を有するよう設計されていること。
- (2) 給水施設の設計に当たっては、当該開発区域を所管する水道事業管理者と協議すること。

6 消防団用水利施設

消防水利については、消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）によるもののほか、次に定めるものとする。

- (1) 防火水槽には、防護柵及び標識を設置すること。
- (2) 消防水利の基準に満たない防火水槽で、常時貯水量が40立方メートル未満10立方メートル以上のものは、配水本管直径40ミリメートル以上の管から補水ができる装置を設置すること。

7 その他

- (1) 開発区域及びその周辺の安全性を確保するため、防災措置は、他の工事に先立って行うこととし、工事を中止又は廃止する場合は、防災措置のほか、周辺の公共施設の機能に支障のないよう措置されていること。
- (2) 各施設の構造、強度、設計手法については、一般公共事業に準ずるものによること。
- (3) 必要に応じ設計計算書の提出を求めること。

土砂採取及び土砂運搬に関する特別基準

- 1 土砂採取工法は通常「階段式工法」「傾斜式工法」「平面式工法」で行い、いわゆる「エグリ掘り」は行わないこと。
- 2 切土の標準勾配は次のとおりとする。

切土の標準勾配

土質	切土高5メートル以上 の場合	切土高5メートル以下 の場合
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60°	70°
風化の著しい岩	40°	50°
砂利、真砂土、粘土、その他これらに類するもの	35°	45°

3 災害防止対策

- (1) 崩壊防止対策

ア 現場責任者は、絶えず地山の亀裂、陥没等の異常の有無及び含水、湧水の状態を監視するとともに計画的採取に努めること。

イ 1日の作業終了時に落石、倒木のおそれある浮石や立木がある場合は、その日の内に除去すること。

ウ 気象状況に絶えず留意し、早目に作業中止するとか危険箇所の処置をする等適切な措置を講ずること。

#### (2) 土砂流出対策

土採取中、集中豪雨その他の原因で土砂が付近に流出しないよう土俵積、土盛堤、柵等の仮設工を行い、完了後も土砂流出のおそれがある場合は、擁壁、えん堤その他これに代わり得る施設を築造し、土砂の流出に対処すること。

#### (3) 排水施設

ア 土採取中、表面水によって法面が洗掘されたり崩壊したりするおそれのある場合は、法肩に接する地山に、法肩に沿って素掘溝、コンクリートトラク等による排水溝を設置し、地山からの流水が法面に流れ込まないように処置すること。完了後は、法肩線又は小段に集排水施設を設け、縦排水溝、斜水溝更に接合点には集水ます等も考慮して円滑に排水すること。

イ 湧水によって法面が洗掘されたり崩壊したりするおそれのある場合は、水抜きのための水平孔、盲渠等を設置して湧水の排除措置を講ずること。

#### (4) 採取跡地の保全対策

採取行為を完了又は廃止したときは、跡地の崩壊を防止するため法面には保護土を施工すること。なお、必要に応じてふんじん発生の防止を計ること。

#### (5) 跡地の利用計画

採取跡地の利用計画は、周辺の環境と調和するよう配慮すること。また、採取しようとする土地が農地の場合は、農地に復元すること。

### 4 公害及び保安対策

#### (1) 標識

危険標識は、見やすい位置に設置して危険度の減少に努めること。

#### (2) 立入禁止柵

採取場内は、一般の立入りを禁じ、周囲は有刺鉄線柵、トタン塀、板塀等によって囲い、出入口には扉を設け、標識をつけること。

#### (3) 騒音対策

始業、終業の時間を明確にして、騒音公害になるような早朝、深夜作業は行わないこと。

(4) ふんじん等の対策

採取場所からのふんじん、運搬路から生ずるホコリ等が周辺的生活環境を阻害しないよう散水、防じん材散布及び運搬車両の洗い場を設置する等適切な措置をとること。また、排水処理の末端が周辺の民地、田畑等におよぼさぬよう処置を講ずること。

(5) 交通対策

ア 運搬車の公道への出入口等必要な箇所には、交通整理員を配置して交通の危険、渋滞の除去に当たり、主要通学、通園路に当たる箇所については、特に安全上の配慮をすること。

イ 運搬車両は、あらかじめ指定された路線以外は運行してはならない。また、道路を破損した場合は、直ちに復旧するとともに交通安全対策に留意すること。

ウ 積込場所において規定積載量を超えないよう留意するとともに、ふんじん防止のため車両には必ず全面シートを装置し、路面を汚損したときは、速やかに清掃すること。

(6) 隣地との対策

隣地との保安距離は最小限度2 m以上残すものとする。なお隣地に人家又は公共施設等がある場合は、土地及び地形等を勘案し、保安上必要な距離をとること。ただし、よう壁等の堅固な構造物を作るときは、この限りでない。

様式第1号(A) (第2条関係)

開 発 事 業 承 認 申 請 書	
年 月 日	
吉野川市長 様	
届出者	住所(法人にあっては所在地) 氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)  _____ 印
設計者	住所(法人にあっては所在地) 氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)  _____ 印
吉野川市土地開発事業指導要綱第2条の規定により必要書類を添えて開発事業の承認を申請します。	
1 開発区域に含まれる地名及び地番	吉野川市
2 開発区域の面積	平方メートル
3 工事の名称又は目的	
4 工事内容	別添図書のとおり
5 予定建築物その他の施設の種類及び規模	
6 工事着手予定年月日	年 月 日
7 工事完了予定年月日	年 月 日
8 工事施行者の住所氏名	
9 その他参考事項	

その他参考事項は、都市計画法、農地法、森林法などの規制がある場合は、その旨及びその手続の状況を記載のこと。

様式第1号(B)

<p>開 発 事 業 決 定 通 知 書</p>	
	<p>年 月 日</p> <p>第 号</p>
<p>申請者</p> <p style="text-align: center;">様</p>	<p>吉野川市長 <span style="float: right;">印</span></p>
<p>年 月 日の開発申請は 承認 不承認 と決定したので通知します。</p>	
1	<p>開発区域に含まれる地名及び地番</p> <p>吉野川市</p>
2	<p>開発区域の面積</p> <p style="text-align: right;">平方メートル</p>
3	<p>工事の名称又は目的</p>
4	<p>工事内容</p> <p>申請書のとおり</p>
5	<p>予定建築物その他の施設の種類及び規模</p>
6	<p>工事着手予定年月日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
7	<p>工事完了予定年月日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
8	<p>工事施行者の住所氏名</p>
9	<p>その他必要事項</p>

※ 条 件

特に注意する事項

他の法令による許、認可又は県知事の承認を必要とする開発事業については、その許、認可又は承認を受けなければ工事着手してはなりません。

備 考

- 1 ※印のある欄は記入しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には開発事業を行うことについて農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

## 1 添付書類

図書の種類	明示する事項	縮尺	備考
計画概要書	該当必要事項		
位置図	施行区域(朱線表示)	$\frac{1}{10,000}$ 以上	
現況図	地形、施行区域の境界朱線表示並びに施行区域内及び区域の周辺の公共施設	$\frac{1}{2,500}$ 以上	等高線は2メートルの標高差を示すものであること。
土地利用計画図	施行区域の境界、公共施設の位置及び形状予定建築物、その他の施設の敷地に係る予定建築物、その他の施設の用途並びに公益的施設の位置	$\frac{1}{1,000}$ 以上	
造成計画平面	施行区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ又はよう壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配、予定建築物の敷地の形状	$\frac{1}{1,000}$ 以上	各構造物の構造図が添付されていること。
造成計画縦横断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	$\frac{1}{1,000}$ 以上	高低差著しい箇所について作成すること。
排水施設設計平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	$\frac{1}{500}$ 以上	54平方メートル以上施行のときは排水に関する計算書が添付されていること。
給水施設設計平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置	$\frac{1}{500}$ 以上	排水施設設計平面図にまとめて図示してもよい。
がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)切土、盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	$\frac{1}{100}$ 以上	よう壁でおおわれるがけ面については土質に関する事項は示すことを要しない。
よう壁の断面図	よう壁の寸法及び勾配、よう壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、よう壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎杭の位置材料及び寸法	$\frac{1}{100}$ 以上	よう壁の3m以上は安定計算書が添付されていること。
関連する公共施設の管理者の同意書	国有地(国道、河川)、県有地(県道、河川)、土地改良区、その他		公共施設の管理者が市にあっては不用。ただし、協議の経過書添付は可
利害関係者の同意書	農業用水路の利用の場合は管理者、隣地関係自治会などの利害関係者		
法務局備付公図の写しと施行区域内の所有者等権利者名簿及び同意書			
現況写真	周辺を含む。		
その他	事業主又は工事施行者が他市町村の場合は、事業経歴書及び住民票など		

特別に添付する書類(切取又は盛土で開発区域外に搬出入する場合に限る。)

方法・能力	
搬出(入)量	総量(            m <sup>3</sup> )    1日平均(            m <sup>3</sup> )
1日平均台数	延べ                    台
搬出(入)時間	時から                    時まで
交通監視人の数	
土砂の飛散防止法	
主たる土の搬出(入)先の所在地	
搬出した土の用途	
その他必要事項	

※ 都市計画法第29条による開発事業についての添付書類は、同法による書類の写しにかえることができる。

様式第2号(第9条関係)

<p>工 事 施 行 者 届 出 書</p> <p>吉野川市土地開発事業指導要綱第9条の規定により工事施行者を下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>吉野川市長 様</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ ㊟</p> <p style="text-align: right;">電話(       )</p>	
<p>1 工事施行者 住所・氏名</p>	<p style="text-align: right;">㊟ 電話(       )</p>
<p>2 許可(登録) 年月日番号</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日 第 号</p>
<p>3 工事現場管理者 住所・氏名</p>	<p style="text-align: right;">㊟ 電話(       )</p>

様式第3号(第10条関係)

100センチメートル			
開 発 事 業 承 認 標 識			
年 月 日			
承認番号 第 号			
1 工 事 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
2 工 事 の 場 所 の 所 在 及 び 地 番	吉野川市		
3 施 行 面 積	m <sup>2</sup>		
4 工 事 の 名 称			
5 事 業 主 住 所 氏 名	電話( )		
6 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	電話( )		
7 設 計 者 氏 名		工 事 現 場 管 理 者 氏 名	
(注) 標識は入口等の見えやす いところに立てること。			
80センチメートル			



様式第5号(第12条関係)

<p><b>工 事 完 了 検 査 請 求 書</b></p> <p>吉野川市土地開発事業指導要綱第12条第1項の規定による開発事業に関する工事(年 月 日 第 号)が下記のとおり完了したので検査の請求をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>吉野川市長</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">届出者住所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">電話(        )</p>	
1 工事完了年月日	年 月 日
2 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地名地番	吉野川市
3 責任者氏名	
※ 受付番号	年 月 日 第 号
※ 検査年月日	年 月 日
※ 検査結果	合 否
※ 検査済証番号	年 月 日 第 号

工事中の重要部分及び完成の写真を添付のこと。

※印の欄は、記入しないこと。

様式第6号(第12条関係)

開発事業に関する工事の検査済証	
第 号 年 月 日	
様	
吉野川市長 <span style="float: right;">印</span>	
下記の開発事業に関する工事は 年 月 日検査の結果次のとおりです。	
記	
1 承認番号	年 月 日 第 号
2 開発区域又は工区に 含まれる地名、 地番及び面積	吉野川市 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>
3 承認を受けた者の 住所、氏名	
4 完 成 度	%
5 適 否	合格 不合格
6 調 査 所 見	
7 改 善 事 項	
8 立 会 人	

様式第7号(第13条関係)

<p style="margin: 0;">工 事 廃 止 届</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">吉野川市土地開発事業指導要綱第13条第2項の規定により、開発事業の廃止を下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0 0 10px 0;">吉野川市長</p> <p style="text-align: center; margin: 0 0 10px 0;">様</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 10px 0;">届出者住所 _____</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 10px 0;">氏名 _____ 印</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 10px 0;">電話(        )</p>	
1 承認番号	年 月 日 第 号
2 廃止年月日	年 月 日
3 廃止に係る地名 地番及び面積	吉野川市 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span>
4 廃止時の状況	
5 廃止の理由	
6 廃止後の措置	

様式第8号

土砂採取等開発協定書(案)

吉野川市環境保全条例(平成16年吉野川市条例第152号)第11条第2項及び吉野川市土地開発事業指導要綱(平成16年吉野川市告示第71号)第5条の規定により吉野川市長  
(以下甲という。)と (以下乙という。)の間において次のとおり開発協定を行う。

(事業)

第1条 開発行為の概要

1 施行区域及び所在地	吉野川市
2 工事名称又は目的	
3 施行区域の面積及び規模	
4 開発用途	

(公共用地)

第2条 公共用地は、吉野川市環境保全条例及び吉野川市土地開発事業指導要綱の基準を遵守すること。

2 進入搬出経路は、必要に応じ新設工事(改良、舗装、補修等)を行うこと。

また、路面を汚損したときは、速やかに清掃すること。

3 運搬車両は、指定路線以外は運行しないこと。

4 前項により整備された道路は、その用途に応じ甲に管理を引き継ぐものとする。

(交通対策)

第3条 道路交通法はもとより車両制限令、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法などを遵守すること。

2 運搬車の公道への出入口等必要な箇所には交通整理員を配置し、交通の危険、渋滞の除去、時間帯制限など適切な措置をとること。

3 土砂等の運搬車両を定め届出を行うこと。(大型は、特別措置法第3条による届出の写しでもよい。)

4 通学、通園等の時間帯制限など行い、事故防止に努めること。

(環境対策)

第4条 自然環境の保全に充分配慮し、文化財及び自然保護に必要な措置を行うこと。

2 公害については、趣旨を遵守し、関係住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講ずること。

(災害の防止)

第5条 乙は、事業の実施に当たっては、災害防止に万全を期するとともに、事業実施中又は完成後において災害が発生した場合には、甲及び関係行政機関に協議し、その指導及び指示に従い所要の措置を講ずるものとする。

2 開発工事は、でき得る限り梅雨期及び台風期をさけるものとする。

(被害補償)

第7条 開発行為に起因する被害補償については、すべて乙が責任を負うものとする。

(工期)

第8条 開発行為は、次の期間内に完了するものとする。

1 全体予定工期

年 月 日から 年 月 日まで

2 本年度予定工期

年 月 日から 年 月 日まで

(協定事項の不履行)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により事業を中止し、若しくは変更し、又はこの協定に定める義務を履行しない場合、その他事業の施行若しくは施設の設置に起因して生じた紛争及び損害について、乙は、甲及び被害を受けた第三者に対し相当の賠償の責めを負うものとする。

(権利義務の承継)

第10条 乙がこの協定において定めた事項を第三者に譲渡しようとするときは、乙は、本協定に定める事項をすべて事業譲受人に承継する措置をしなければならないものとし、事業譲渡の際、乙が負担していた義務は、その譲受人が承継するものとする。

(地域住民の同意)

第11条 開発には良好な地域環境を確保する責務があり、地域住民の同意及び地域協定等を市へ提出すること。

2 乙は、開発地域へは無秩序な開発でない旨を誠意をもって対応し、理解を求めるものとする。

(実施細目及び疑義の決定)

第12条 この協定書に定める事項及び吉野川市環境保全条例、吉野川市土地開発事業指導要綱その他に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙が協議して定めるものとする。

(連帯保証人)

第13条 乙がこの協定による責務を履行しない場合は、保証人は連帯してその履行をなす責めを負うものとする。

この協定の証として本書4通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 吉野川市代表者 ㊟

乙 住所・氏名 ㊟

連帯保証人 住所  
氏名 ㊟

連帯保証人 住所  
氏名 ㊟



様式第10号

造成工事開発協定書(案)

吉野川市(以下「甲」という。)と事業者(以下「乙」という。)とは、乙が  
 番地内で行う造成工事について、吉野川市環境保全条例(平成16年吉野  
 川市条例第152号)第11条第2項及び吉野川市土地開発事業指導要綱(平成16年吉野川市告示  
 第71号)第5条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

1 この協定の目的は、開発行為による自然環境を保全し、地域住民が健康で快適な生活  
 環境をつくることを目的とする。

2 開発行為の概要に関する事項

1 施行場所	
2 工事名称	
3 施行面積	
4 開発の目的	
5 予定建築物又は 構築物の規模	
6 工事期間	年 月 日から 年 月 日まで

3 道路その他公共の用に関する事項

- (1) 市道については、交通事故防止に万全を期するとともに、修復、清掃等を行うこと。
- (2) 公道への出入口等必要な箇所には、交通整理員を配置し事故防止に努めること。
- (3) 新設道路については、「吉野川市道路線認定指導要綱」に適合していること。
- (4) 上水道については、できる限り加入すること。
- (5) 下水については、各戸に沈澱槽等を設け敷地外に悪水を流さないよう設計がされていること。
- (6) その他該当する事項については、吉野川市土地開発事業指導要綱による。

4 環境保全対策に関する事項

- (1) 自然環境、生活環境の保全を十分に配慮し、必要な措置を行うこと。
- (2) 特に自然的排水を阻害しないこと。(民法第214条参考)
- (3) 公害については、この趣旨を遵守し、関係住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を行うこと。
- (4) 開発は良好な地域環境を確保する責務があり、市において必要と認めるときは、関係行政機関及び地域住民の同意又は地域協定が結ばれた場合は、その写しを市に提出すること。

5 災害の防止及び補償に関する事項

- (1) 防災工事については、すべての工事に優先して施行すること。
- (2) 開発行為に起因する災害については、補償及び復旧を責任をもって行うこと。

6 開発協定の履行に関する事項

- (1) 吉野川市環境保全条例、吉野川市土地開発事業指導要綱を遵守し、本協定を誠実に履行すること。
- (2) この協定に定めのない事項及び疑義を生じたときは、甲、乙協議すること。

7 連帯保証に関する事項

乙がこの協定による責務を履行しない場合は、連帯保証人はその責めを負うこと。  
 この協定の証として、本書2通(連帯保証人のある場合は3通)を作成し当事者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 吉野川市代表

乙 住所・氏名



連帯保証人 住所

氏名



様式第1号(A) (第2条関係)

様式第1号(B)

様式第2号 (第9条関係)

様式第3号 (第10条関係)

様式第4号 (第11条関係)

様式第5号 (第12条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第13条関係)

様式第8号

様式第9号

様式第10号